

☆申請手続きに関すること

Q 1	併用住宅は対象になりますか？
A	併用住宅も対象になります。但し、延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供する場合には限られます。
Q 2	他の補助金との併用はできますか？
A	同じ工事内容については併用できませんが、補助対象となる工事が違えば併用はできます。工事内容の確認が必要になりますので、事前に窓口で相談してください。
Q 3	補助を二度に分けて申請できますか？
A	1 つの住宅に二度の申請はできません。申請額が限度額に満たない場合でも一度の申請に限ります。
Q 4	すでに行った工事は対象になりますか？
A	対象になりません。工事着手する前に申請し交付決定後に工事着手できるように事前にご準備ください。
Q 5	実績報告書はいつまでに提出すればいいですか？
A	工事が完了したら速やかに実績報告書を提出してください。提出期限は建築住宅課までお問い合わせいただくか、市ホームページでご覧になれます。
Q 6	これから柏崎市内に転居する予定ですが、申請は可能ですか？
A	柏崎市内に転居することが確定している方は申請が可能です。詳しくは建築住宅課までお問い合わせください。
Q 7	住宅に付属する別棟車庫への命綱固定アンカーの設置は補助の対象になりますか？
A	命綱固定アンカーの設置については、住宅に付属する車庫や物置であれば補助の対象になります。敷地内であれば別棟でも構いません。

NEW

☆工事内容に関すること

Q 1	改良工事で、雪下ろし式の本屋根を落雪式にしますが、下屋根は工事しません。本屋根の工事は補助の対象になりますか？
A	下屋根が落雪式または融雪式等で克雪化されており、本屋根を落雪式にすることで、住宅全体が克雪住宅（雪下ろしをしなくてよい住宅）になれば、本屋根の工事は補助の対象になります。
Q 2	改良工事により、雪下ろし式の屋根から落雪式にする場合、どこまでが補助の対象になりますか？

A	瓦屋根や、かやぶき屋根等で雪下ろし式であった場合は、滑雪能力のある素材で葺き替え、落雪式にする工事であれば屋根工事費全体が補助の対象になります。
Q3	すでに落雪式になっている屋根を葺き替える工事は、補助対象になりますか？
A	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに落雪式となっている屋根の葺き替え工事は対象になりません。 ・落雪式の屋根を融雪式にする場合も、すでに克雪化されているため、補助の対象にはできません。
Q4	落雪式屋根はどのくらいの勾配をいいますか？
A	概ね2寸勾配以上としますが、積雪状況によっては4寸勾配以上が望ましいです。
Q5	新築工事で落雪式屋根とする場合の補助対象工事費はどこまでが対象ですか？
A	一般住宅と落雪式住宅との屋根工事費の差額になります。一般住宅の屋根勾配は1寸5分勾配を基準とし、屋根材は塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板が基準となります。一般住宅より必要となる部分の足場工事や軸組工事の工事費も補助対象にできますが、差額がわかるように見積書に記載してください。
Q6	落雪式にした場合で、落ちた雪が隣家の敷地に落ちてしまう場合は対象になりますか？
A	対象になりません。落雪式の屋根から落ちた雪を自己の敷地内で処理できることが補助の条件です。
Q7	屋根の克雪化と併せて外壁改修をする場合、足場工事はどこまでが対象になりますか？
A	外壁改修工事に必要な足場工事費は対象になりません。屋根の克雪化と併せて外壁を全面改修する場合、見積りを明確に分けてください。